

ごみステーション管理の手引き (町会等管理者向け)

松本市環境エネルギー一部環境業務課

〒390-0851 松本市島内 7576-1

TEL : 0263-47-1096 FAX : 0263-40-1335

E-mail : kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp



手引きHP

令和7年5月

簡 単 検 索

◎引っ越してきた地区の住民から、ごみの排出場所を聞かれたので、近くのごみステーションに出せる品目を知りたい。

「2 ごみステーション利用の基本的なルール」のうち、特に「(1) ごみの排出場所」及び「(2) ごみの排出時間」をご覧ください。

【P5へ】

◎ごみステーションを利用する人に何か制限があるのか知りたい。

◎町会未加入の方がごみステーションを利用することを制限したい。

「2 ごみステーション利用の基本的なルール」のうち、「(3) ごみステーションの利用者」をご覧ください。

【P7へ】

◎町会内でごみ当番の順番が回ってきたが、何をしたら良いのか知りたい。

「3 ごみ収集日の準備等の流れ」をご覧ください。

【P8へ】

◎ごみステーションに備え付けられている備品が壊れてしまったので、新しいものが欲しい。

「3 ごみ収集日の準備等の流れ」のうち、特に「(2) ごみ出しの準備」をご覧ください。

【P8へ】

◎ごみステーションに不適正なごみが出されてしまい、収集されずに残されているので、どのように対応したら良いのか知りたい。

「4 ごみステーションにごみが残っている場合の対応」をご覧ください。

【P11へ】

◎町会内（集合住宅等）へ配るために、配布されている日程表が複数部ほしい。

◎ごみの分別や収集日程を携帯電話で簡単に調べたい。

「5 ごみの分別、収集日などを確認する方法」をご覧ください。

【P16へ】

◎ごみステーションを新しく設置したい。

◎ごみステーションに別の品目のごみを出せるようにしたい。

「6 ごみステーションの設置申請等」をご覧ください。

【P18へ】

◎市から支給される運営活動費交付金の使い道を知りたい。

「7 町会及び地区衛生部運営活動費交付金」をご覧ください。

【P21へ】

目次

1 はじめに	4
2 ごみステーション利用の基本的なルール	5
(1) ごみの排出場所	5
(2) ごみの排出時間	6
(3) ごみステーションの利用者	7
3 ごみ収集日の準備等の流れ	8
(1) ごみ当番	8
(2) ごみ出しの準備	8
(3) ごみ出し時間中におけるごみステーションでの立ち当番	10
(4) 飛散・散乱防止	10
(5) ごみ収集後の片付け	10
4 ごみステーションにごみが残っている場合の対応	11
(1) 違反ステッカーの <u>貼られた</u> ごみが残っている場合	12
(2) 違反ステッカーの <u>貼られていない</u> ごみが残っている場合	13
ア 収集日が間違っている場合	13
イ 残っている品目のごみを収集するステーションではない場合	13
ウ 収集の途中であると考えられる場合	14
エ 収集後に出されたごみの場合	14
オ 収集が未実施のごみの場合	15
5 ごみの分別、収集日などを確認する方法	16
(1) 家庭ごみ・資源物の分け方・出し方(日本語版・外国語版)	16
(2) ごみ・資源物収集日程表	16
(3) ごみ処理辞典「ごみだす」	16
(4) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」	17
(5) 松本市公式LINEごみメニュー	17

6	ごみステーションの設置申請等	18
(1)	ごみステーションの新設・変更・廃止	18
ア	新設	19
イ	変更（移設・種別変更）	19
ウ	廃止	19
(2)	ごみステーションの設置に係る補助	20
7	町会及び地区衛生部運営活動費交付金	21
8	その他	22
(1)	町会一斉清掃用ごみ袋	22
(2)	不法投棄を発見した場合	22
(3)	ごみ処理施設（ごみを持込可能な施設）のご案内	23
9	Q&A	24

1 はじめに

家庭から出るごみの大半は、お住まいの地区に設置された「集積所」（以下「ごみステーション」という。）に、地区ごとに決めた日程で出してもらい、市が収集を行っています（集合住宅の敷地内等にごみステーションが設置され、市が収集している場合を含む）。

このごみステーションの設置及び使用に伴う管理は、各町会等により適切な設置場所、出しやすい環境が異なることから、町会及び環境衛生協議会等（市が収集しているごみステーションでは、集合住宅の管理者を含む。）にお願いしています。

この手引きでは、地域住民が共同でごみステーションを使用するうえでのルールやマナーについて説明しています。ごみステーションを清潔に保ち、快適な生活環境を維持するためには、ごみステーションを利用する住民一人ひとりがごみの分別や排出日程等のほか、それぞれのごみステーションにおける実情に応じたルールを守ることが大切です。適正な管理が行えるように、地域に暮らす皆様のご協力をお願いします。

【分別区分及び収集方法】

ごみステーションに出せる分別区分

分 別	区 分		排出方法	収集場所	収集体制
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ		指定ごみ袋	ごみステーション	市 (直営・委託)
2 埋立ごみ	2 埋立ごみ				
3 破碎ごみ	3 破碎ごみ				
4 資源物	4	プラスチック資源	ばら	ごみステーション	市 (直営)
		大型プラスチック資源			
	金属類	5 アルミ缶	市の回収袋 (※)		市 (委託)
		6 スチール缶			
		7 その他金属			
	紙類	8 新聞	紐で縛る (雑誌その他紙類は、紙袋に入れて紐で縛って出すことも可)	ごみステーション・ 拠点回収	
		9 雑誌その他紙類			
		10 段ボール			
		11 紙パック			
	12 古布		中身が見える袋	ごみステーション	
	生きびん	13 ビールびん	段ボール箱		
		14 ジュースびん			
		15 一升びん			
	雑びん	16 白色びん	専用容器 (※)		市 (直営)
		17 茶びん			
		18 その他色びん			
19 小型家電		市 (委託)			
20 ペットボトル					
21 蛍光管・体温計					
22 乾電池					
23 スプレー缶・ライター・カセットボンベ				市 (直営)	
24 廃食用油				専用容器 ペットボトル	
5 粗大ごみ	25	机、ステレオ、ミシン、カーペット、スプリング製品、ベッド枠、物干し台、物干し竿 (金属製)、スキー・スノーボード用具一式	ばら	軒先収集	

※市で専用の袋や容器を配布しています。(P 8へ 3(2) ごみ出しの準備)

2 ごみステーション利用の基本的なルール

(1) ごみの排出場所

ごみステーションの使用場所は、設置者である町会等が決められている場合があります。

あらかじめ町会等の設置者が、それぞれの事情を考慮してごみの排出場所・出せるごみの種類を決定し、市に届け出てもらっている場所を「ごみステーション」として位置付けています。地域にお住まいの方がどのごみステーションを使うかを、町会で決めている場合が多いため、利用者への排出場所の案内は町会等から行っていただくようお願いします。

なお、複数の町会が共同でごみステーションを利用する場合は、町会同士で管理の方法について協議をしてください。

【市民から市にごみの排出場所に関する問い合わせがあった場合には】

- 市は、市民からごみの排出場所に関するお問い合わせがあった場合は、衛生部長とお問い合わせいただいた方がお話し合いできるように、パイプ役を担います。

ごみステーションによって、出せるごみが違います。

ごみステーションはすべての分別区分のごみが出せる場所のほかに、可燃ごみだけ出せる場所など、いくつかの種類があります。

【ごみステーションの種類】

	出せるごみの品目
1	総合(可燃ごみ・プラスチック資源・破碎ごみ・埋立ごみ・資源物)
2	可燃ごみ
3	プラスチック資源・破碎ごみ・埋立ごみ
4	資源物
5	可燃ごみ・プラスチック資源・破碎ごみ・埋立ごみ
6	プラスチック資源・破碎ごみ・埋立ごみ・資源物
7	可燃ごみ・資源物
8	可燃ごみ・プラスチック資源

【町会内に設置されているごみステーションの場所や出せる品目を知りたい】

- 設置されているごみステーションについては、地区ごとや町会ごとにリストを作成していますので、環境業務課（0263-47-1096）までお問い合わせください。

(2) ごみの排出時間

ごみは必ず収集開始時間までに、ごみステーションに出すようにしてください。

ごみの収集は決められた時間から開始しますので、収集開始時間までに必ずごみを出してください。収集後に排出されたごみは再度収集を行うことはできません。

なお、収集車両は収集ルートに従って順次、収集を行っていますが、ごみステーションごとの収集時間はごみの種類や曜日により異なり、交通状況などでも変わります。(同じ品目であっても、週ごと・月ごとに収集時間が異なる場合があります。)

【収集開始時間】

安曇地区・奈川地区・梓川地区・波田地区	午前8時から
その他の地区	午前8時30分から

地区の事情により、ごみ出し時間を早めている場合があります。

地区によってはごみ当番の都合などの事情により、収集開始時間より早くごみを出すこととしている場合があります。ごみ・資源物収集日程表の上部に地区ごとの排出時間が記載してありますので、ご確認のうえ、周知にご協力ください。

【ごみ出しの時間が、収集開始時間よりも早く設定されている地区の書き方の一例】



ごみが残っていても、まだ収集が終わっていない場合があります。

ごみは品目ごとに別々の車両で収集しています。そのため、複数の分別のごみを出す日(例:プラスチック資源と破砕ごみ)は、品目ごとに収集する時間も異なります。片方の品目のごみを収集した後に、ほかの品目のごみが残っている場合がありますが、順次収集を行いますので、お待ちいただくようお願いします。なお、16時以降も収集されていない場合は環境業務課までご連絡ください。

【品目ごとに別々の車両で収集する日程の書き方の一例】

雑・ペ・小 雑びん・ペットボトル・ 小型家電	プラ資・破 プラスチック資源と 破砕ごみ
雑・ペ・蛍・ス 雑びん・ペットボトル・蛍光管・ 乾電池・スプレー缶・ライター	プラ資・埋 プラスチック資源と 埋立ごみ
資源 紙類・金属類・ 布類・生きびん	プラ資・大 プラスチック資源と 大型プラスチック資源

そのほか、ごみがごみステーションに残っている場合については、「4 ごみステーションにごみが残っている場合の対応」をご覧ください。

(3) ごみステーションの利用者

町会等への加入の有無にかかわらず、利用する人が同程度の負担を担ったうえで、ごみステーションを共同利用できるような環境の整備をお願いします。

町会等からの申請により設置されたごみステーションは、土地の用意、物置など構造物の設置、備品等の購入、清掃などの管理を設置者が行っていることがほとんどです。そのため、ごみステーションを利用できる人は、その団体に所属している人に限っている事例があります。

しかしながら、市としては家庭から出るごみは公平に収集したいと思っていますので、町会等に未加入の方にも、ごみステーションの管理・運営に関する費用や労力など、設置者や管理者と同程度の負担を担っていただいたうえで、共同で利用できる環境の整備をお願いします。

市においても、町会等に未加入の方から、ごみステーションの利用について相談があった場合には、管理・運営についてご協力いただくよう説明を行っていきます。

【ごみステーション利用に関する基本的な市の考え方】

- ▶ ごみステーションの設置やごみステーションを清潔に維持管理するためには、一定の労力や費用がかかります。
- ▶ そのような中で、ごみステーションの設置、管理運営は町会の皆様にお願いしていることから、まずは町会における考え方が重要であると認識しています。
- ▶ ただし、市としては、町会等の団体に所属している人に限らず、町会等の団体に未加入の方にも、ごみステーションの管理運営に関する費用や労力など、設置者や管理者と同程度の負担を担っていただいたうえで、共同で利用できるような環境の整備をお願いしたいと考えています。

3 ごみ収集日の準備等の流れ

個々のごみステーションにおける状況が異なるため、準備等やっていただきたいことが一律ではありませんので、一例を以下のとおりお示しします。

(1) ごみ当番

町会ではごみステーションの適正管理やごみの分別を行ってもらうため、町会内でごみ当番を決めて、ごみ出しの準備、ごみ出し時間中におけるごみステーションでの立ち当番、ごみ収集後の片付けを行っている場合が多いです。ごみ当番を行ってもらう方にも、この手引きの内容を周知していただくようお願いします。

なお、町会によっては、ごみ当番の仕事として、事前の準備、出されたごみの確認、後片付けを行い、ごみ出しの時間を通しての立ち当番は配置しないところもあります。

また、当番制度ではなく、衛生部長や管理者自らが行っている町会もあるため、当番を決めることが必ず必要というわけではありません。

それぞれの状況に応じてごみ当番等のごみステーションを管理・運営するうえで必要な仕事の割り振り等を行ってください。

【ごみステーションの管理（ごみ当番）時に資源物の持ち去りを発見したら】

- ▶ ごみステーションに適正に排出された資源物を、市又は市の収集委託業者以外の者が持ち去る行為は、条例で禁止されています。違反者が市から出した命令に従わない場合は、20万円以下の罰金が科せられることがあります。
- ▶ 持ち去り行為を発見した場合は、環境業務課にご連絡ください。
- ▶ 可能であれば、行為の発見した時間、行為者が使用していた車輛ナンバーや車種等の情報を控え、環境業務課へ提供をお願いします。
- ▶ トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、行為者をその場で問い詰めたり、無理な制止を行ったりしないでください。
- ▶ なお、ごみステーションの清掃や違反ごみの整理を伴う作業は管理行為であり、禁止行為には該当しません。

(2) ごみ出しの準備

ア 鍵で施錠できるようになっている物置、収納庫などは、ごみ出しができるように開錠してください。また、収集までの間も空けておくようにしてください。

イ 品目によっては専用の回収容器があり、事前に市から配布をしています。ごみ出しが始まる前に、ごみステーションへ設置してください。

【市で配布する専用容器】

回収容器等	回収品目
専用回収容器	雑びん、小型家電、蛍光管・体温計、乾電池、スプレー缶、ライター
ネット、枠	ペットボトル
回収袋（使い切り）	スチール缶、アルミ缶

- ▶ 専用回収容器が不足又は破損した場合は追加の配布、交換を行います。環境業務課まで事前に希望する容器と受取日時を連絡していただき、松本市リサイクルセンター（松本市大字島内9833-2）まで受取りにお越しください。（松本市リサイクルセンターは松本クリーンセンターの道を挟んで隣接する施設になります。また、受取りは松本市リサイクルセンターの受付時間内となります。）
- ▶ 交換する場合は、破損などにより不要になった容器をお持ちください。
- ▶ スチール缶、アルミ缶の回収袋は、地区ごとに取りまとめていただければ、地域づくりセンターでお渡しすることも可能ですのでご相談ください。
- ▶ その他の備品、消耗品（市から配布するもの以外の容器、鳥獣被害防止用・飛散防止用のネット、掃除用具など）は、ごみステーションごとに必要の有無が異なりますので、市から配布は行っていません。年に1回、市から支給している町会衛生部運営活動費交付金などを活用して、各町会でご用意ください。
- ▶ 町会で用意した備品については、ごみとして誤って収集してしまうことを防ぐため、町会名等を記載してください。

【松本市リサイクルセンターの場所（備品配布場所）】



(3) ごみ出し時間中におけるごみステーションでの立ち当番

必要に応じて立ち当番を配置し、分別の徹底にご協力ください。

町会によっては立ち当番を配置し、ごみ出し時間中に利用者への分別案内をいただいている場合があります。この立ち当番は必ず必要ではありませんので、必要に応じて実施してください。

(4) 飛散・散乱防止

可燃ごみの鳥獣による散乱、プラスチック資源などの飛散防止を行ってください。

野天にごみを出すようなステーションでは、ネットなどを活用して、鳥獣による被害や風等による飛散・散乱を防止してください。

なお、強風時には特に注意して対策を行ってください。

(5) ごみ収集後の片付け

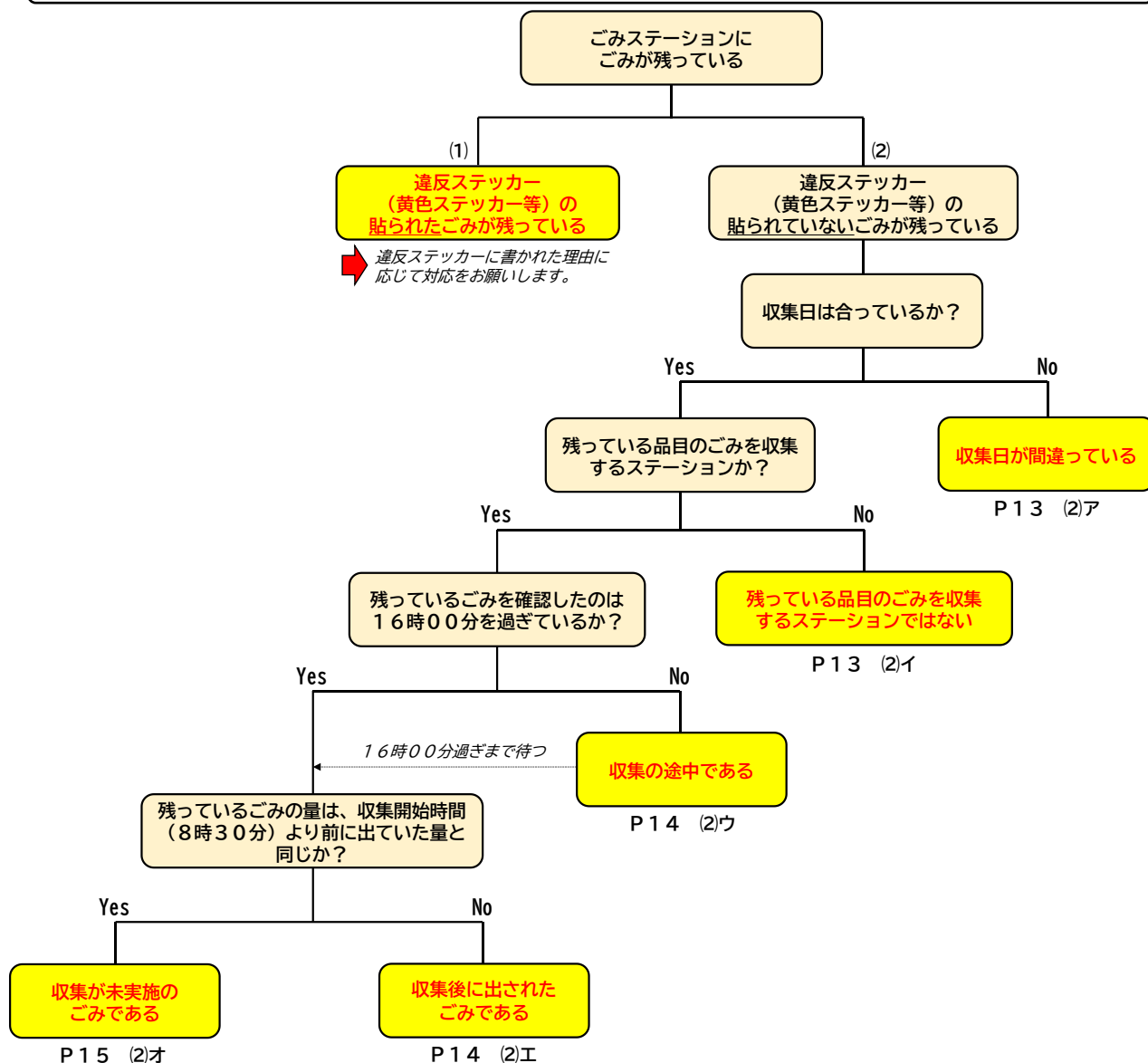
収集が終わった後、専用回収容器の片付け、次の日の準備を行ってください。

ごみの収集が終わった後には専用回収容器等の片付け、清掃などを行ってください。また、物置、収納庫などは、必要があれば施錠を行ってください。

場所によっては次の日のごみ出しのための準備を行っているところもありますので、支障がない範囲で各町会の状況に応じて準備等を行ってください。

4 ごみステーションにごみが残っている場合の対応

ごみステーションにごみが残っている場合、いくつかの要因が考えられます。次のフローにより要因を確認していただき、排出者への周知、再分別、環境業務課への連絡（残っているごみの状況やステーション番号等の詳細）を行ってください。



違反ステッカー

このごみは収集できません

月 日

- ◇分別して出してください。
 - 可燃ごみ ()
 - 破砕ごみ ()
 - 埋立ごみ ()
 - 資源物(雑びん・生きびん・金属類・ペットボトル) ()
 - ◇容器包装プラスチックの出し方が違います。
 - 容器包装プラスチック以外の物が入っています。 ()
 - 汚れた物が入っています。 ()
 - 二重袋の物が入っています。 ()
 - ◇ステーションに鍵がかかっていました。 (時 分に伺いました。)
 - ◇その他の理由 ()
- 【お問い合わせ先】 松本市環境業務課
TEL 47-1096 (直通)
34-3000 (内線) 532000

違反ステッカー（大型プラスチック資源）

月 日

下記の理由により収集できません

- 大型プラスチック資源
 - ① 指定29品目に該当しない
 - ➡ プラ資源・可燃ごみ・破砕ごみ
松本クリーンセンターへ持ち込み
酒類等ケースは販売店等へ
農業用(家庭菜園以外)はJA等販売店へ
 - 分別して出してください
 - 可燃・破砕 ()
 - 埋立・資源 ()
 - プラ資源 ()
 - 事業系の物は取引先へお願いします。
 - 鍵がかかっています。 時 分
 - 大型プラ資源・町会備品の判断ができません。
(お手数ですが品目の場合は町会名等記入をお願いします。)
- 【連絡先】松本市環境業務課 TEL 47-1096

(1) 違反ステッカーの貼られたごみが残っている場合

違反ステッカーが貼られる場合の代表例

- ごみが分別されていないものが出されている。(分別区分の異なるごみが多量に混在している。)
- 収集日が間違っている。(例：破碎ごみの日に、埋立ごみが出されている。)
- 指定ごみ袋に入っていない。
- ごみステーションに鍵がかかっていて収集できない。
- 市では収集しないものが出されている。

対応方法

- ① 排出した本人に、正しい収集日に再度分別するなどして、排出し直してもらいたいため、1週間から10日程度(生ごみ等の公衆衛生上、長期間そのままにすると問題のあるごみは2日程度)、違反ステッカーを貼った状態でごみステーションに置いたまま、様子を見てください。
- ② 排出された本人が引取りに来ない場合は、以下のとおりとしてください。
 - 以下の例のようにステーション管理者(町会長、衛生部長、当番等)が取り除いたり分別して対処できる場合には、分別等していただいたうえで、それぞれ指定の収集日にお出しいただくよう、お願いいたします。
(例：指定ごみ袋の中にびんや缶など、個人情報を見ることなく簡単に取り除けるものがごく少量入っている。)
(例：乾電池の専用回収容器の中に、小型家電類が入っている。)
 - 分別区分は合っているが収集日のみが間違っている場合には、ステーション管理者(町会長、衛生部長、当番等)で保管いただき、指定の収集日にお出しいただくよう、お願いいたします。なお、ステーション管理者(町会長、衛生部長、当番等)で保管が難しい場合には、環境業務課(0263-47-1096)までご相談ください。
 - 分別が全くされていないなど、容易に取り除けるような状況ではないごみが収集されていない場合には、ステーション管理者(町会長、衛生部長、当番等)で排出者の特定は行わず、環境業務課(0263-47-1096)までご連絡ください。後日、収集に伺います。
 - 分別区分は合っているが指定ごみ袋に入っていない場合には、「7 町会及び地区衛生部運営活動費交付金」で指定ごみ袋を購入していただき、指定ごみ袋にそのまま入れていただければ、収集することも可能です。
なお、プラスチック資源については、二重袋で排出されると処理工程上支障となるため、指定ごみ袋に入れ替えていただきますよう、お願いいたします。
- ③ 今後のために、当該ステーションの利用者や町会内等で、不適切なごみの排出があったことを周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。
- ④ ごみステーションに鍵がかかっていて収集できなかった場合には、環境業務課(0263-47-1096)までご連絡ください。日程等を調整したうえで、収集に伺います。なお、次回の収集日となる可能性もありますので、ご了承ください。

(2) 違反ステッカーの貼られていないごみが残っている場合

いくつかのケースが考えられますので、ごみステーションにごみが残っている理由が「11 ページのフロー図」中のどのケースに当てはまるのかを確認し、各ケースに応じた方法でのご対応をお願いします。

ア 収集日が間違っている場合

ポイント

収集日ではない場合には、ごみステーションへ収集に行きません。

対応方法

- ① 排出した本人に、正しい収集日に排出し直してもらいたいため、1 週間から 10 日程度（生ごみ等の公衆衛生上、長期間そのままにすると問題のあるごみは 2 日程度）、違反ステッカーを貼った状態でごみステーションに置いたまま、様子を見てください。
 - ② 排出された本人が引取りに来ない場合は、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で保管いただき、指定の収集日にお出しいただくよう、お願いいたします。なお、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で保管が難しい場合には、環境業務課（0263-47-1096）までご相談ください。
 - ③ 今後のために、当該ステーションの利用者や町会内等で、不適切なごみの排出があったことを周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。
- ★ 分別がされていない場合には、「(1) 違反ステッカーの貼られたごみが残っている場合」と同じ対応をお願いします。

イ 残っている品目のごみを収集するステーションではない場合

ポイント

ごみステーションは、市に登録いただいた時点で収集する品目が決まっているため、収集しない品目をごみステーションにお出しいただいても、収集に行きません。

対応方法

- ① 排出した本人に、該当品目を収集するごみステーションに排出し直してもらいたいため、1 週間から 10 日程度（生ごみ等の公衆衛生上、長期間そのままにすると問題のあるごみは 2 日程度）、違反ステッカーを貼った状態でごみステーションに置いたまま、様子を見てください。
- ② 排出された本人が引取りに来ない場合は、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で保管いただき、指定の収集日に該当品目を収集するごみステーションへお出しいただくよう、お願いいたします。なお、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で保管が難しい場合には、環境業務課（0263-47-1096）までご相談ください。

- ③ 今後のために、当該ステーションの利用者や町会内等で、不適切なごみの排出があったことを周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。
- ★ 分別がされていない場合には、「(1) 違反ステッカーの貼られたごみが残っている場合」と同じ対応をお願いします。

ウ 収集の途中であると考えられる場合

ポイント

収集は16時00分頃まで行っていますので、ごみが残っていることを確認した時間がそれ以前で、かつ残っているごみの量が収集開始時間（8時30分）より前に出された量と変わっていない場合には、まだ収集を行っている途中の可能性が高いと考えられます。

対応方法

- ① 16時00分を過ぎるまでお待ちください。
- ② それでも収集されない場合には、環境業務課（0263-47-1096）までお問い合わせください。
- ③ なお、収集開始時間（8時30分）からごみの量等の状況が変わっている場合には、収集後に出されたごみの場合の可能性が極めて高いので、「エ 収集後に出されたごみの場合」の対応方法をご参照ください。

エ 収集後に出されたごみの場合

ポイント

ごみが残っていることを確認した時間が16時00分以降であり、かつ残っているごみの量が収集開始時間（8時30分）より前に出された量と変わっている（※）場合には、収集後に出されたごみの可能性が高いと考えられます。

※例1：収集開始時間前は数十袋あったが、残っているごみは1袋のみ。

例2：プラスチック資源と破碎ごみの収集日で、収集開始時間までにはプラスチック資源しか出ておらず、収集者は収集開始時間後に、ごみステーションに破碎ごみが無い旨を確認したが、プラスチック資源は収集中のため、破碎ごみが後から出されて残ってしまっている。

対応方法

- ① 排出した本人に、正しい時間に排出し直してもらいたいため、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で収集されなかった理由（収集開始時間までにごみが出されていなかった旨）を記載した張り紙を貼ってください。
なお、分別区分が異なっている、指定ごみ袋が使用されていないなど、排出時間以外にごみが収集されない理由が複合的に存在する場合がありますので、その際には、あわせて張り紙にその理由を記載してください。

- ② 1週間から10日程度（生ごみ等の公衆衛生上、長期間そのままにすると問題のあるごみは2日程度）、理由を記載した張り紙を貼った状態でごみステーションに置いたまま、様子を見てください。
- ③ 排出された本人が引取りに来ない場合は、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で保管いただき、指定の収集日にお出しいただくよう、お願いいたします。なお、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で保管が難しい場合には、環境業務課（0263-47-1096）までご相談ください。
- ④ 今後のために、当該ステーションの利用者や町会内等で、不適切なごみの排出があったことを周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。
- ★ 分別がされていない場合には、「(1) 違反ステッカーの貼られたごみが残っている場合」と同じ対応をお願いします。

オ 収集が未実施のごみの場合

ポイント

16時00分を過ぎても、残っているごみの量が収集開始時間（8時30分）より前に出された量と変わっていない場合には、収集が未実施であることが考えられます。

対応方法

ご迷惑をおかけしてしまい大変申し訳ありませんが、直近で収集に伺いますので、環境業務課（0263-47-1096）までお問い合わせください。

5 ごみの分別、収集日などを確認する方法

ごみの分別については、年に1回配布している「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」でお知らせしていますが、さらにごみの分別を分かりやすくお伝えするため、以下のツールを用意しています。

(1) 家庭ごみ・資源物の分け方・出し方（日本語版・外国語版）

- ア 日本語版は毎年3月号の広報まつもととあわせて配布しています。不足するなどした場合は、松本市ホームページでご覧いただけるほか、松本市役所、支所・出張所、環境業務課（松本クリーンセンター内）で配布をしています。
- イ 日本語版のほか、外国語版（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語）を作成し、松本市ホームページに掲載しています。ご希望の場合は印刷してお渡しすることも可能ですので、環境業務課（0263-47-1096）までご相談ください。



【松本市公式ホームページ】
「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」

(2) ごみ・資源物収集日程表

毎年3月号の広報まつもととあわせて、お住いの地区の日程表を配布しています。不足するなどした場合は、松本市ホームページでご覧いただけるほか、松本市役所、支所・出張所（街頭地区又は近隣の一部の地区の日程表のみとなります。）、環境業務課（松本クリーンセンター内）で配布をしています。



【松本市公式ホームページ】
「ごみ・資源物収集日程表」

(3) ごみ処理辞典「ごみだす」

- ア 辞典形式で品目ごとに分別を記載しています。
- イ 松本市ホームページに掲載しています。



【松本市公式ホームページ】
「ごみ処理辞典（ごみだす）」

(4) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

- ア スマートフォンやタブレット端末を使って、お住いの地区の収集日程表の確認や、ごみ分別方法の検索ができます。
- イ 英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語で、「収集日カレンダー」と「家庭ごみ・資源物の出し方・分け方」を配信しています（スマートフォン等の言語設定を変更することで利用できます。）。
- ウ 各アプリストアよりアプリをダウンロードしてください。



App Store



Google play

- ・各ストアにて「さんあ〜る（3R）」と検索し、ダウンロードしてください。
- ・左記の二次元コードからも簡単にアクセスできます。

※アプリ利用料は無料（通信料はご負担ください）。

(5) 松本市公式LINEごみメニュー

- ア 松本市LINE公式アカウントを友だちに追加してもらうことで利用することができます。
- イ LINEのトーク画面で、捨てたいごみの名前やキーワードを入力してもらうと分別区分を自動回答します。
- ウ 名前やキーワードが分からないもの、自動回答が行えないものは、写真とサイズなどの詳細をトーク画面から送信してもらえれば、分別区分を有人で回答します。
- エ お住いの地区を設定すれば、収集日前日の18時に収集品目のリマインド通知が届きます。
- オ そのほか、粗大ごみ収集の申込みフォームの表示や道路などの動物の死がいの通報が行えたり、緊急情報・イベント情報なども受け取ることができますので、ぜひ友だち追加をお願いします。



【松本市公式ホームページ】

「市公式LINEでごみの分別を調べることができます」



詳細な使い方はHPをチェック



【松本市公式LINE】

友だち追加

6 ごみステーションの設置申請等

ごみステーションを設置する場合には、市（環境業務課）への申請が必要です。
また、ごみステーションに物置等を設置する場合などに対し、経費の一部を補助する制度があります。

【ごみステーションの設置基準】

設置したごみステーションに排出する品目	利用する世帯数
可燃ごみ、プラスチック資源、破碎ごみ、埋立ごみ	30世帯
資源物	100世帯

(1) ごみステーションの新設・変更・廃止

ごみステーションの新設・変更(移設・種別変更)・廃止を行う場合は、ごみステーション管理者(町会等)が松本市へ「ごみ等集積場に関する申請書」を提出していただく必要があります。

様式第1号(第4関係)

ごみ等集積場に関する(新設・移設・廃止・一時変更・休止・種別変更) 申請書

いずれかに○

3年 4月 1日

(あて先) 松 本 市 長

地区名 町会からの申請はここに記入
(建物の所在地・名称) 会社からの申請はここに記入

町会名 町会からの申請はここに記入
(所有者の住所・氏名・Tel) 会社からの申請はここに記入

(Tel)

町会長名又は衛生部長名 町会からの申請はここに記入
(管理者の住所・会社名等・Tel) 会社からの申請はここに記入

(Tel)

いずれかに○

ごみ等集積場の(新設・移設・廃止・一時変更・休止・種別変更) について、次のように申請します。

ごみ等集積場の取扱種別 (該当種別に○を)	可燃ごみ	プラスチック資源／埋立・破碎ごみ	資源物	ごみステーション番号

申 請 理 由 *住民の要望により、新たにステーションを設ける事となった為。

土地所有者の同意 *同意有り 松本太郎 土地所有者の同意を得て、署名を頂いて下さ

集積場所利用世帯数 おおむね 50戸 申請日から2週間程度余裕を持ってください

実 施 希 望 月 日 4月 20日 (一時変更・休止の場合、再度事前に連絡して下さい。)

添 付 書 類 集積場付近の見取図 (位置図に場所を記入して下さい。)

【新設・変更(移設・種別変更)時の注意点】

- ・利用者が少数であるにも関わらず、同一地区内に全ての品目が排出できるごみステーション(総合ステーション)ばかりを設置することはできません。
- ・また、収集作業の都合上、危険な場所や収集に適さない場所では、設置をお断りする場合がありますので、設置場所は複数案検討してください。
- ・設置場所の土地所有者の許可等は、事前に町会等で了解を得てください。

【ごみステーションの設置場所の基本的な考え方】

設置ができる場所	設置ができない場所
▶ 収集車両が通り抜けることができ、見通しの良い場所 ▶ 幹線道路から外れており、交通量が少ない場所 ▶ 収集車両がごみステーションの真横まで近付ける場所 ▶ 収集時に住宅への影響が少ない公園沿いなど ▶ 民有地に入って収集しなければいけない場合に、通り抜け又は民有地内で収集車両の切り返しができるスペースがある場所	▶ 信号機のある交差点や、幹線道路の交差点付近 ▶ 収集時に横断歩道の前後5メートル以内、踏切の前後10メートル以内に入る場所 ▶ 収集車両が通り抜けることができず、切り返しのできるスペースがない場所 ▶ 収集車両の視認が難しい曲がり角やカーブ付近 ▶ ガードパイプなどで道路と歩道が分離され、収集車両が近付けない場所 ▶ 駐車場の側で、排出時や収集時に駐車車両を傷つける恐れのある場所

ア 新設

ごみステーションの新設とは、ステーション管理者(町会等)が新たにごみステーションを設置することをいいます。

(申請例) ▶ 地区内にごみステーションの数が極めて少ない場合

- ▶ 宅地開発により既存のごみステーションを利用する住宅が増加した場合
- ▶ 集合住宅(マンション、アパート)を建設した場合

イ 変更(移設・種別変更)

(ア) 移設

ごみステーションの移設とは、ステーション管理者(町会等)が既存のごみステーションを別の場所に移動させることをいいます。

(申請例) ▶ ごみステーションを利用する人が少ないため、多くの人が利用できる場所へ移動し、ごみステーション利用者全体の利便性向上を図る場合

(イ) 種別変更

ごみステーションの種別変更とは、現在市に登録されている排出品目から、他の排出品目に登録内容を変更することです。

(申請例) ▶ 排出品目として可燃ごみのみが登録されているため、全ての品目が排出できるごみステーション(総合ステーション)に変更し、ごみステーション利用者全体の利便性向上を図る場合

ウ 廃止

ごみステーションの廃止とは、ステーション管理者(町会等)が当該ごみステーションを今後使用しないことを決め、ごみステーションの機能を撤廃することをいいます。

利用されているごみステーションの位置を正確に把握し、無駄に収集者がごみステーションを回ることを避けるためにも、新設や変更（移設・種別変更）時だけではなく、廃止の際にも申請をお願いします。

（申請例）・ごみステーションとして市に登録されているが、長年にわたり利用実績がない場合

(2) ごみステーションの設置に係る補助

ごみステーションとして物置等の構造物を新たに設置する場合、又は老朽化、破損、利便性向上などの理由により既にごみステーションとして利用している構造物を改修する場合には、松本市で経費の一部を補助します。

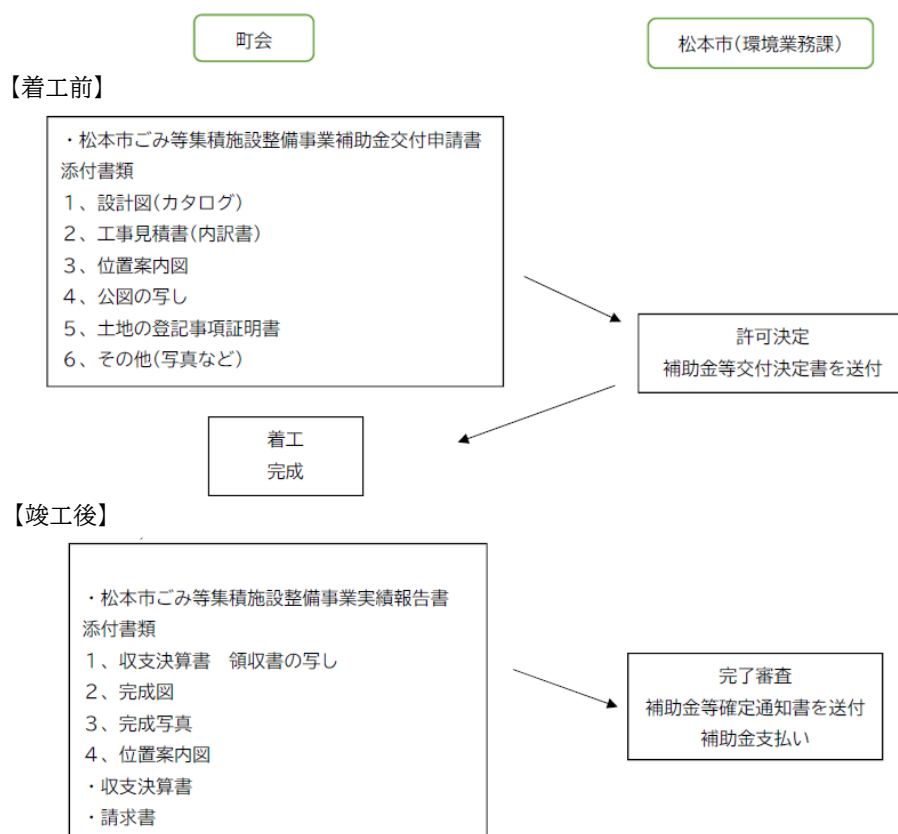
【補助制度の概要】

補助対象	用地に要する経費を除く施設整備に係る経費で、5万円以上のもの ※ごみステーションの横に設置する用具入れ等は補助対象外です。
補助金額	補助対象経費の2分の1以内とし、30万円（千円未満切捨て）が上限です。

【補助申請の流れ（概略は下図のとおり）】

新たに設置する場合、既存施設を改修する場合のいずれにおいても、必ず工事の着手前に、補助対象の有無を環境業務課（0263-47-1096）にご相談ください。

補助制度の概要、補助対象に該当する場合における申請方法などを、詳しくご説明いたします。



7 町会及び地区衛生部運営活動費交付金

松本市では、町会及び地区における衛生活動を援助することを目的として、運営活動費交付金を支給しています。

【町会衛生部に支給している交付金】

交付金等の名称	支給対象	支給年額（算出概要）	支給時期
町会衛生部 運営活動費交付金	環境衛生部	世帯数×166円 （世帯数：支給年度4月1日現在の単位町会加入総世帯数）	6月頃
地区衛生部 運営活動費交付金	地区環境衛生協議会	59,300円	

【交付金の利用例】

- ・ 鳥獣被害防止用・飛散防止用のネット
- ・ 市から配布しているもの以外の容器等の備品
- ・ ごみステーションで使用する掃除用具
- ・ ごみステーションに設置する防犯カメラ
- ・ ごみステーションの管理で使用する指定ごみ袋
- ・ 町会等の中で決めたごみ当番への報酬
- ・ ごみステーションの設置場所を地権者から借りている場合の土地賃貸借料
- ・ ごみステーションに分別等を掲示するための看板

8 その他

(1) 町会一斉清掃用ごみ袋

町会活動の一環として、町会一斉清掃を実施いただいた際に発生するごみを排出するためのごみ袋（町会一斉清掃用ごみ袋）を配布しています。配布は、松本市リサイクルセンター（ごみステーション管理用の備品の配布と同一の場所、9ページ参照）で行っていますので、事前に環境業務課（0263-47-1096）まで受け取りに来る日時と必要数などをご連絡ください。（地区ごとに取りまとめていただければ、地域づくりセンターでお渡しすることも可能ですので、その旨をご相談ください。）

現在、お配りしている町会一斉清掃用ごみ袋は以下の2種類で、どちらもお使いいただけます。

- ▶ 旧：黒字で「松本市」と印字

※市からの配布は終了していますが、町会で在庫がある場合があります。

- ▶ 新：緑字で「松本市町会清掃用」と印字

※現在はこちらのみを配布中であり、焼却時の二酸化炭素排出量削減のため、バイオマスプラスチックを25パーセント配合したものです。



【現在配布している「町会一斉清掃用ごみ袋」】

- ▶ 使用する際には、ごみの種別ごとに分けて入れてください。
- ▶ 町会一斉清掃を実施した場合には、本ごみ袋の使用及びごみ収集日程以外での別途収集の有無に関わらず、「一日・河川清掃実施結果報告兼収集依頼書」を環境業務課まで提出してください。

(2) 不法投棄を発見した場合

お住まいの地区等において、管理しているごみステーション以外で不法投棄を発見した場合には、環境業務課（0263-47-1096）又は松本警察署（生活安全第二課）（0263-25-0110）にご連絡ください。その際、不法投棄物は発見現場から動かさないでください。

また、管理されているごみステーションに産業廃棄物と考えられる不適正なごみの排出があった場合には、環境業務課（0263-47-1096）にご連絡ください。

いずれの場合にも、警察等と連携するなどして、再発防止に向けた取組みを実施します。その際、町会等の皆様にご協力いただく必要があるケースの場合には、是非ご対応をお願いいたします。

【不法投棄防止用看板の配布】

- ▶ 市では、不法投棄が多発している場所などに設置するため、不法投棄防止用の看板を町会からの申請に基づき、お配りしています。
- ▶ 配布を希望される場合は、環境業務課（0263-47-1096）にご連絡ください。
- ▶ お配りした看板については、町会で適切に管理をお願いいたします。

(3) ごみ処理施設（ごみを持込可能な施設）のご案内

一時的に多量に出るごみは、ごみステーションには出せません。各施設で受け入れが可能な品目については、以下の施設に排出者自らが持ち込むことができます。

【持込みが可能なごみ処理施設一覧】

施設名	所在地	受入品目	運営
松本クリーンセンター	松本市島内 7576-1	可燃ごみ、破碎ごみ、資源物（プラスチック資源(大型プラスチック資源含む)）、粗大ごみ（机、ミシン、ステレオ、カーペット、ベッド枠（木製）、スキー・スノーボード用具）	松塩地区 広域施設 組合
松本市リサイクルセンター	松本市島内 9833-2	埋立ごみ、資源物（紙類、金属類、生きびん、雑びん、布類、ペットボトル、小型家電、裁断された紙(シュレッダー紙)、蛍光灯・体温計、乾電池、スプレー缶・ライター）、粗大ごみ（ベッド枠（金属製）スプリング入りマット、スプリング入り椅子（1人用、2人以上））	松本市

（受付時間）

【平日】午前8時30分から午後4時30分まで

【土曜日】午前8時30分から正午まで

※日曜日、祝日及び年末年始は閉館（年末は一部開館している場合があります。）



松本市公式ホームページ

「松本クリーンセンター・松本市リサイクルセンターへの持ち込み」



詳細な持込み方法はHPをチェック

【ごみステーションに出すことができない「一時的に多量に出るごみ」とは】

- ・ごみステーションは、地区の住民の皆様全員で使用する場所です。
- ・個々のごみステーションにおける面積等の状況が異なるため、一概には規定できませんが、排出者一人あたりの同一品目で出すことができる量は指定ごみ袋で3～4袋程度としてください。
- ・指定ごみ袋を使用しない品目については、排出者自身から環境業務課（0263-47-1096）までお問い合わせいただくよう、ご案内ください。

9 Q&A

番号	質問内容	該当ページ
Q 1	ごみステーションは誰が設置、管理をするのですか。	【Q & A】 P 26 【本編】 P 4
Q 2	ごみステーションにはどのような種類のものがありますか。	【Q & A】 P 26 【本編】 P 5
Q 3	町会に住んでいる人からごみステーションの場所を聞かれました。答えて良いですか。	【Q & A】 P 26 【本編】 P 5
Q 4	地区ごとにごみを出す時間が決められていますが、町会独自でごみを出す時間を決めても良いのでしょうか。	【Q & A】 P 27 【本編】 P 6
Q 5	ごみ出しに使用した専用回収容器等を片付ける時間の目安を知りたいのですが、ごみの収集時間は分かりますか。	【Q & A】 P 27 【本編】 P 6
Q 6	町会に未加入の人から、「ごみステーションを利用したい」、町会を脱退する人から、「ごみステーションを継続して利用したい」と相談がありました。 町会に未加入の人は、町会管理のごみステーションを利用できないということで良いのでしょうか。	【Q & A】 P 27 【本編】 P 7
Q 7	町会に未加入の人が、町会管理のごみステーションを勝手に利用していることを把握したのですが、どのようにしたら良いのでしょうか。	【Q & A】 P 28 【本編】 P 7
Q 8	町会に未加入の人と、ごみステーションの利用について話し合いを行いました。ごみステーションの維持管理に係る負担をしたくないと言われました。どうしたら良いのでしょうか。	【Q & A】 P 28 【本編】 P 7
Q 9	出されていた資源物が、収集開始時間（8時30分）より前に無くなっています。なぜでしょうか。	【Q & A】 P 29 【本編】 P 8
Q10	カラス除けのネットが欲しいのですが、どこに行けばもらえますか。	【Q & A】 P 29 【本編】 P 8、21
Q11	市で指定されている専用回収容器やペットボトルのネットなどが破損してしまいました。交換してもらえますか。	【Q & A】 P 30 【本編】 P 8
Q12	ごみステーションの利用人数が増え、市で指定されている専用回収容器やペットボトルのネットや枠が不足しています。追加でもらうことはできますか。	【Q & A】 P 30 【本編】 P 8
Q13	ごみステーションで、ごみ出し時間中の立ち当番は必要ですか。	【Q & A】 P 30 【本編】 P 10
Q14	ごみ袋を開封するなどして、排出者を特定しても良いのでしょうか。	【Q & A】 P 30 【本編】 P 12、13
Q15	ごみステーションに鍵をかけてしまい、ごみが回収されませんでした。どうしたら良いのでしょうか。	【Q & A】 P 31 【本編】 P 12

番号	質問内容	該当ページ
Q16	<u>違反ステッカー（黄色又は白色のシール）が貼られているごみ</u> が、ごみステーションにあります。どうしたら良いでしょうか。	【Q&A】 P31 【本編】 P12
Q17	<u>違反ステッカー（黄色又は白色のシール）が貼られていないごみ</u> が、ごみステーションにあります。どうしたら良いでしょうか。	【Q&A】 P32 【本編】 P13
Q18	町会内に外国人が住んでいます。ごみの分別方法を説明したいのですが、チラシなど何か市で用意しているものはありますか。	【Q&A】 P33 【本編】 P16、17
Q19	ごみステーションを新設（又は移動）したいのですが、新たに設置する場所はどのようなところが良いのでしょうか。	【Q&A】 P33 【本編】 P18
Q20	ごみステーションに構造物（物置など）を設置したいのですが、市からの補助金はありますか。	【Q&A】 P33 【本編】 P20
Q21	ごみステーションに設置する看板のようなものはありますか。	【Q&A】 P34 【本編】 P21
Q22	ごみステーションに、防犯カメラを設置するための補助金はありますか。	【Q&A】 P34 【本編】 P21
Q23	町会専用の回収袋は家庭でも使用して良いのでしょうか。	【Q&A】 P34
Q24	分別されないごみ、指定日とは違うごみが同じような状況で何回も出されてしまいます。どうしたら良いのでしょうか。	【Q&A】 P35
Q25	町会以外の人や市外と思われる人が、勝手に分別されていない状態のごみ袋を捨てていくので、困っています。どうしたら良いのでしょうか。	【Q&A】 P35
Q26	ごみステーションに不法投棄されて困っています。何か良い対策はありますか。	【Q&A】 P35
Q27	次年度の立ち当番の順番を決めたいのですが、次年度のごみ・資源物収集日程表はいつもらえますか。	【Q&A】 P36
Q28	指定ごみ袋には、なぜ記名をしなければならないのですか。	【Q&A】 P36
Q29	収集されずに、ごみステーションに残りやすいごみの品目はありますか。	【Q&A】 P36

Q1 ごみステーションは誰が設置、管理をするのですか。

A1

- ・ 松本市では、ごみステーションの設置及び使用に伴う管理は、各町会等により適切な設置場所、出しやすい環境が異なることから、町会及び環境衛生協議会等（市が収集しているごみステーションでは、集合住宅の管理者を含む。）にお願いしています。
- ・ 町会に未加入の方がお近くのごみステーションを利用する際には、管理されている方にごみの出し方等のルールを確認していただき、ごみステーションの管理にご協力いただくようお願いしてください。

【P4参照】
1 はじめに

Q2 ごみステーションにはどのような種類のものがありますか。

A2

- ・ ごみステーションはすべての分別区分のごみが出せる場所のほかに、可燃ごみだけ出せる場所など、いくつかの種類があります。

【ごみステーションの種類】

	出せるごみの品目
1	総合(可燃ごみ・プラスチック資源・破砕ごみ・埋立ごみ・資源物)
2	可燃ごみ
3	プラスチック資源・破砕ごみ・埋立ごみ
4	資源物
5	可燃ごみ・プラスチック資源・破砕ごみ・埋立ごみ
6	プラスチック資源・破砕ごみ・埋立ごみ・資源物
7	可燃ごみ・資源物
8	可燃ごみ・プラスチック資源

【P5参照】
2(1) ごみの排出場所

Q3 町会に住んでいる人からごみステーションの場所を聞かれました。答えて良いですか。

A3

- ・ 町会内で決められたごみステーションの場所をお伝えいただいて問題ありません。
- ・ あわせて、ごみ出しのルール等についてもご案内いただきますよう、お願いします。

【P5参照】
2(1) ごみの排出場所

Q4 地区ごとにごみを出す時間が決められていますが、町会独自でごみを出す時間を決めても良いのでしょうか。

A4

- ▶ 町会内で決めていただいても問題ありませんが、必ず、収集開始（８時３０分）前に設定してください。
- ▶ 町会内で排出時間を設置した場合には、ごみステーションの利用者に周知をお願いします。

【P6参照】
2(2) ごみの排出時間

Q5 ごみ出しに使用した専用回収容器等を片付ける時間の目安を知りたいのですが、ごみの収集時間は分かかりますか。

A5

- ▶ ごみステーションごとの収集時間はごみの種類や曜日により異なり、交通状況などでも変わります。（同じ品目であっても、週ごと・月ごとに収集時間が異なる場合があります。）
- ▶ したがって、明確な収集終了時間をお伝えすることはできませんが、概ね市内全てのごみステーションで１６時００分頃までに収集が終了する予定です。

【P6参照】
2(2) ごみの排出時間

Q6 町会に未加入の人から、「ごみステーションを利用したい」、町会を脱退する人から、「ごみステーションを継続して利用したい」と相談がありました。
町会に未加入の人は、町会管理のごみステーションを利用できないということで良いのでしょうか。

A6

【基本的な市の考え方】

- ▶ ごみステーションの設置やごみステーションを清潔に維持管理するためには、一定の労力や費用がかかります。
- ▶ そのような中で、ごみステーションの設置、管理運営は町会の皆様をお願いしていることから、まずは町会における考え方が重要であると認識しています。
- ▶ ただし、市としては、町会等の団体に所属している人に限らず、町会等の団体に未加入の方にも、ごみステーションの管理運営に関する費用や労力など、設置者、管理者と同程度の負担を担っていただいたうえで、共同で利用できるような環境整備をお願いしたいと考えています。

【次ページへ続く】

A 6

【前ページからの続き】

【回答】

- ▶ ごみを捨てることは誰しものが生活に欠かせない行動であるため、上述の市の基本的な考え方を参考に、町会に未加入の人であっても、ごみステーションの清掃や維持管理に係る一定の費用負担などを行うことを条件として、ごみステーションを利用できるような体制を町会内で構築していただければと思います。
- ▶ 他町会の事例等は、環境業務課にご相談いただければ、情報提供いたします。
- ▶ なお、この回答は、「町会に未加入の人が、労力や費用の負担をせずにごみステーションを利用できるようにする」ことを妨げるものではありません。
- ▶ また、ごみ出しだけではなく町会加入の利点等もご説明いただき、ぜひ町会の加入を促していただければと思います。

【P 7参照】

2(3) ごみステーションの利用者

Q 7

町会に未加入の人が、町会管理のごみステーションを勝手に利用していることを把握したのですが、どのようにしたら良いでしょうか。

A 7

- ▶ Q 6 の回答と同様、町会に未加入の人であっても、一定の負担などを条件にごみステーションを利用できるような方向性で、まずは相手方と話し合いをお願いできればと思います。
- ▶ 話し合いをせずに、ごみステーションの利用を一方的に禁止するような言い方はトラブルにつながりますので、避けていただきますよう、お願いいたします。
- ▶ ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）でゴミ袋などを開封して、町会に未加入の人を特定（把握）することは決してしないでください。

【P 7参照】

2(3) ごみステーションの利用者

Q 8

町会に未加入の人と、ごみステーションの利用について話し合いを行いました
が、ごみステーションの維持管理に係る負担をしたくないと言われました。どう
したら良いでしょうか。

A 8

- ▶ 環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。
- ▶ 町会と町会に未加入の人との話し合いに環境業務課で参加するなど、町会と一緒に双方が納得できる解決方法を考えていきます。
- ▶ 町会に未加入の人に対して費用負担を依頼している場合には、その負担額の設定根拠などを、できる限り明確にしておいていただきますよう、お願いいたします。

【次ページへ続く】

A 8

【前ページからの続き】

- ▶ ごみステーションにおける個々の事情により、ごみステーションの利用に対して一定の負担を拒否した人には、ごみステーションを利用する権利が認められない可能性もありますが、その判断基準は一律ではありません。
- ▶ したがって、ごみステーションを利用する権利の判断にかかわらず、まずは町会に未加入の人と対話をすべきと考えています。市としても話し合いに参加しますので、解決に向けてご協力いただきますよう、お願いいたします。

【P 7 参照】

2(3) ごみステーションの利用者

Q 9 出されていた資源物が、収集開始時間（8時30分）より前に無くなっています。なぜでしょうか。

A 9

- ▶ 市では8時30分より前には収集しませんので、価値のある資源物を何者かが持ち去っている可能性があります。
- ▶ ごみステーションに適正に排出された資源物を、市又は市の収集委託業者以外の者が持ち去る行為は、条例で禁止されています。違反者が市から出した命令に従わない場合は、20万円以下の罰金が科せられることがあります。
- ▶ 持ち去り行為を発見した場合は、環境業務課にご連絡ください。
- ▶ 可能であれば、行為の発見した時間、行為者が使用していた車輛ナンバーや車種等の情報を控え、環境業務課へ提供をお願いします。
- ▶ トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、行為者をその場で問い詰めたり、無理な制止を行ったりしないでください。

【P 8 参照】

3(1) ごみ当番

Q 10 カラス除けのネットが欲しいのですが、どこに行けばもらえますか。

A 10

- ▶ 鳥獣被害防止用・飛散防止用のネットは、ごみステーションごとに必要の有無が異なるため、市から配布は行っていない。
- ▶ 年に1回、市から支給している町会衛生部運営活動費交付金などを活用して、各町会でご用意ください。

【P 8、P 21 参照】

3(2) ごみ出しの準備

7 町会及び地区衛生部運営活動費

Q11 市で指定されている専用回収容器やペットボトルのネットなどが破損してしまいました。交換してもらえますか。

A11

- ▶ 松本市リサイクルセンター（松本市島内9833-2）で交換していますので、破損したものを、交換時にお持ちください。
- ▶ 引き取りに来る日時や数量等を、事前に環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。

【P8参照】
3(2) ごみ出しの準備

Q12 ごみステーションの利用人数が増え、市で指定されている専用回収容器やペットボトルのネットや枠が不足しています。追加でもらうことはできますか。

A12

- ▶ 追加でお渡しすることは可能です。松本市リサイクルセンター（松本市島内9833-2）でお渡ししていますので、引き取りに来る日時や数量等を、事前に環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。

【P8参照】
3(2) ごみ出しの準備

Q13 ごみステーションで、ごみ出し時間中の立ち当番は必要ですか。

A13

- ▶ 各ごみステーションで環境が異なりますので、ごみ出し時間中の立ち当番は、必ず必要ではありません。必要に応じて実施してください。

【P10参照】
3(3) ごみ出し時間中におけるごみステーションでの立ち当番

Q14 ごみ袋を開封するなどして、排出者を特定しても良いのでしょうか。

A14

- ▶ ごみの内容物から、ごみを排出した人を特定する行為は、トラブルにつながる可能性があります。
- ▶ 不適正なごみが頻繁に出されてしまう場合や不適正なごみを排出者が引き取りに来ない場合は、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で排出者の特定は行わず、環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。

【P12、P13参照】
4(1) 違反ステッカーの貼られたごみが残っている場合
4(2) 違反ステッカーの貼られていないごみが残っている場合

Q15 ごみステーションに鍵をかけてしまい、ごみが回収されませんでした。どうしたら良いでしょうか。

A15

- ▶ 当日中に回収に行くことができるかどうかは状況により異なりますので、まずは環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください（回収できなかったことを張り紙でお知らせしている場合があります）。
- ▶ 次回の回収日まで保管できる場合には、保管をお願いいたします。

【P12 参照】

4(1) 違反ステッカーの貼られたごみが残っている場合

Q16 違反ステッカー（黄色又は白色のシール）が貼られている（※）ごみが、ごみステーションにあります。どうしたら良いでしょうか。

※分別されずに排出されている場合など、収集者が収集できない理由を記入したステッカーをごみに貼って、ごみステーションに残しているものです。

A16

- ▶ 排出した本人に、再度分別するなどして、排出し直してもらいたいため、1週間から10日程度（生ごみ等の公衆衛生上、長期間そのままにすると問題のあるごみは2日程度）、違反ステッカーを貼った状態でごみステーションに置いたまま、様子を見てください。
- ▶ 排出された本人が引取りに来ない場合は、以下のとおりとしてください。
 - ①以下の例のようにステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）が取り除いたり分別して対処できる場合には、分別等していただいたうえで、それぞれ指定の収集日にお出しいただくよう、お願いいたします。
（例：指定ごみ袋の中にびんや缶など、個人情報を見ることなく簡単に取り除けるものがごく少量入っている。）
（例：乾電池の回収BOXの中に、小型家電類が入っている。）
 - ②分別は合っているが収集日のみが間違っている場合には、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で保管いただき、指定の収集日にお出しいただくよう、お願いいたします。
 - ③分別が全くされていないなど、容易に取り除けるような状況ではないごみが回収されていない場合には、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で排出者の特定は行わず、環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。
後日、回収に伺います。

【次ページへ続く】

A16

【前ページからの続き】

- ・ 今後のために、当該ステーションの利用者や町会内等で、不適切なごみの排出があったことを周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。

違反ステッカー	違反ステッカー（大型プラスチック資源）
このゴミは収集できません 月 日 ◇分別して出してください。 ○可燃ごみ（ ） ○破砕ごみ（ ） ○埋立ごみ（ ） ○資源物（雑びん・生きびん・金属類・ペットボトル）（ ） ◇容器包装プラスチックの出し方が違います。 ○容器包装プラスチック以外の物が入っています。（ ） ○汚れた物が入っています。 ○二重袋の物が入っています。 ◇ステーションに鍵がかかっています。（ 時 分に伺いました。） ◇その他の理由（ ） 【お問い合わせ先】 松本市環境業務課 TEL 47-1096（直通） 34-3000（内線）532000	月 日 下記の理由により収集できません ●大型プラスチック資源 ① 指定29品目に該当しない → プラ資源・可燃ごみ・破砕ごみ 松本クリーンセンターへ持ち込み 酒類等ケースは販売店等へ 農業用（家庭菜園以外）はJA等販売店へ ●分別して出してください 可燃・破砕（ ） 埋立・資源（ ） プラ資源（ ） ●事業系の物は取引先へお願いします。 ●鍵がかかっています。 時 分 ●大型プラ資源・町会備品の判断がつかません。 （お手数ですが品目の場合は町会名等記入をお願いします。） 【連絡先】松本市環境業務課 TEL47-1096

【P12参照】

4(1) 違反ステッカーの貼られたごみが残っている場合

Q17

違反ステッカー（黄色又は白色のシール）が貼られていないごみが、ごみステーションにあります。どうしたら良いでしょうか。

A17

- ・ 以下のいずれかの理由が考えられます。
 - ①収集日が間違っている（例：排出したごみを収集する日ではない。）
 - ②残っている品目のごみを収集するステーションではない
（注意：ごみステーションによって回収している品目が決まっています。）
 - ③収集の途中であると考えられる
（例：普段は午前中に回収されるが、お昼になっても回収されていない。）
（例：プラスチック資源は回収されているが、別車両で収集する破砕ごみが回収されていない。）
 - ④収集後に出された（例：朝のごみ出し時間が守られていない。）
 - ⑤収集が未実施（例：市（収集者）のミスにより回収されていない。）
- ・ 収集されていない理由によって対応が異なりますので、本手引きの本編をご覧ください。

【P13参照】

4(2) 違反ステッカーの貼られていないごみが残っている場合

Q18 町会内に外国人が住んでいます。ごみの分別方法を説明したいのですが、チラシなど何か市で用意しているものはありますか。

A18

- ▶ 家庭ごみ・資源物の分け方・出し方（外国語版：英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語）を作成し、松本市ホームページに掲載しています。ご希望する場合は印刷してお渡しすることも可能ですので、環境業務課（0263-47-1096）までご相談ください。
- ▶ 配信している『ごみ分別アプリ「さんあ〜る」』をダウンロードいただければ、スマートフォンやタブレット端末を使って、外国語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語）で「収集日カレンダー」と「家庭ごみ・資源物の出し方・分け方」を見ることができます（スマートフォン等の言語設定を変更することで利用できます。）。

【P16、P17参照】

5(1) 家庭ごみ・資源物の分け方・出し方（日本語版・外国語版）

5(4) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

Q19 ごみステーションを新設（又は移動）したいのですが、新たに設置する場所はどこのようなところが良いのでしょうか。

A19

- ▶ ごみステーションは、収集車両が通り抜けることができ見通しの良い場所、幹線道路から外れており交通量が少ない場所、収集車両がごみステーションの真横まで近付ける場所など、収集や管理を行う上で注意すべき点があります。詳しくは、本手引きの本編をご確認ください。
- ▶ 町会内で候補地が決まりましたら、事前に環境業務課（0263-47-1096）までご相談ください。

【P18参照】

6(1) ごみステーションの新設・変更・廃止

Q20 ごみステーションに構造物（物置など）を設置したいのですが、市からの補助金はありますか。

A20

- ▶ ごみステーションとして物置等の構造物を新たに設置する場合、又は老朽化、破損、利便性向上などの理由により既にごみステーションとして利用している構造物を改修する場合には、経費の一部を補助する制度があります。
- ▶ 新たに設置する場合、既存施設を改修する場合のいずれにおいても、必ず工事の着手前に、補助対象の有無を環境業務課（0263-47-1096）にご相談ください。

【次ページへ続く】

A20

【前ページからの続き】

【補助制度の概要】

補助対象	用地に要する経費を除く施設整備に係る経費で、5万円以上のもの ※ごみステーションの横に設置する用具入れ等は補助対象外です。
補助金額	補助対象経費の2分の1以内とし、30万円（千円未満切捨て）が上限です。

【P20参照】

6(2) ごみステーションの設置に係る補助

Q21 ごみステーションに設置する看板のようなものはありますか。

A21

- ▶ ごみステーション掲示用の看板は、ごみステーションごとに必要の有無が異なるため、市から配布は行っていません。
- ▶ 年に1回、市から支給している町会衛生部運営活動費交付金などを活用して、各町会でご用意ください。

【P21参照】

7 町会及び地区衛生部運営活動費

Q22 ごみステーションに、防犯カメラを設置するための補助金がありますか。

A22

- ▶ 松本市には補助制度はありませんので、年に1回、市から支給している町会衛生部運営活動費交付金などを活用してください。
- ▶ ごみステーションを対象とした補助制度ではありませんが、長野県警察本部で地域の自主防犯活動等に対する防犯カメラ設置の補助制度があります。地区公民館などの町会所有の施設内にごみステーションがある場合には、補助対象となる可能性がありますので、直接長野県警察本部まで相談してください。

【P21参照】

7 町会及び地区衛生部運営活動費

Q23 町会専用の回収袋は家庭でも使用して良いのでしょうか。

A23

- ▶ アルミ缶やスチール缶の回収袋や町会一斉清掃用ごみ袋は、町会での利用のためにお配りしているため、ご家庭でお使いいただくことはできません。

Q24 分別されないごみ、指定日とは違うごみが同じような状況（※）で何回も出されてしまいます。どうしたら良いでしょうか。

※同じような状況とは、以下のような例が考えられます。

例①：指定ごみ袋の記名欄が同じ名前で分別されていないごみが出される。

例②：指定日ではないにもかかわらず、指定ごみ袋の記名欄が同じ名前で、分別されているごみが出される。

例③：市で回収しない品目にもかかわらず、産業廃棄物と推測されるような同一種類のものが大量に出される。

A24

- ▶ 排出方法が悪質な場合には、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で排出者の特定は行わず、環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。必要に応じて、松本警察署と連携し、市で対応します。
- ▶ 今後のために、当該ステーションの利用者や町会内等で、不適切なごみの排出があったことを周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。

Q25 町会以外の人や市外と思われる人が、勝手に分別されていない状態のごみ袋を捨てていくので、困っています。どうしたら良いでしょうか。

A25

- ▶ 悪質な場合には、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で排出者の特定は行わず、環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。必要に応じて、松本警察署と連携し、市で対応します。

Q26 ごみステーションに不法投棄されて困っています。何か良い対策はありますか。

A26

- ▶ 根本的に解決できる効果的な方法は明確にはありませんが、町会で防犯カメラを設置したり、ごみステーションに鍵のかかる物置を設置するなどの対策が考えられます。
- ▶ 悪質な場合には、ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）で排出者の特定は行わず、環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。必要に応じて、松本警察署と連携し、市で対応します。

Q 2 7 次年度の立ち当番の順番を決めたいのですが、次年度のごみ・資源物収集日程表はいつもらえますか。

A 2 7

- ▶ 「ごみ・資源物収集日程表」は、毎年3月号の広報まつもととあわせて配布していますが、ステーションの管理者（町会長、衛生部長等）には、事前にデータをお渡しすることが可能です。
- ▶ データは、例年2月の上旬～中旬にはお渡しできる状況となっていますので、環境業務課（0263-47-1096）までお問い合わせください。

Q 2 8 指定ごみ袋には、なぜ記名をしなければならないのですか。

A 2 8

- ▶ ごみを出すにあたり、排出する人は排出ルールや分別を遵守し、市が適正にごみを収集、中間処理及び処分ができるように協力する責任があります。
- ▶ 本市では、排出する人がその責任を認識し、ごみの適正な排出につなげるため、指定ごみ袋に記名していただくようお願いしています。

Q 2 9 収集されずに、ごみステーションに残りやすいごみの品目はありますか。

A 2 9

- ▶ 破碎ごみの収集日には、大型のものが残ることがあります。（ごみステーションに出せる大きさは、長辺80センチメートル以下です。）
- ▶ 大型プラスチック資源の収集日には、市指定の29品目以外のものが残ることがあります。（特に発泡スチロールは、30センチメートル以下に小さくしてプラスチック資源（黄色指定ごみ袋）に出してください。）
- ▶ 自転車や50cc以下のバイクなどは、「資源物」という張り紙が無いと、ごみか分からないため収集しませんので、残ることがあります。
- ▶ 小型家電の収集日には、家電リサイクル法の対象品目（テレビ・エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）が残ることがあります。（家電リサイクル法の対象品目は小型家電ではありませんので、市では収集しません。家電リサイクル法の対象品目の処分方法は、「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」をご覧ください。）